戸籍制度の改善を求める件

戸籍は、日本国民の出生から死亡までの身分関係の発生、変更、消滅を記録し、公証するという重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年、第三者によって、本人の関知しない婚姻、養子縁組などの戸籍の創設的届出がなされる事件が発生し、社会問題化してきています。 本市においても、本年8月下旬、虚偽の婚姻届及び養子縁組届事件が連続して発生し、被害者本人及びその家族に大変な精神的苦痛を与えました。そのため、市民からの戸籍不受理申出が出されるなど、自らの戸籍に対する不安が市民の間に広がっております。また、個人の身分関係が、第三者によって勝手に変えられてしまったことは、人権に関わる重大な問題でもあります。この度の一連の事件の原因のひとつは、戸籍届の受付窓口における確認体制の脆弱さにあると考えられます。

よって、国会及び政府におかれては、被害者の人権の救済と事件再発防止のための 抜本的な対策を早急に講ずるとともに、戸籍法並びにその運用に関して、下記の事項 を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 第三者による虚偽の届出によって養子縁組や婚姻等の創設的届出がされた後、その戸籍記載を訂正する場合において、事件被害者本人等関係人の申出により、当該戸籍の訂正事項の移記をしない形での戸籍再製ができるよう必要な措置を講ずる
- 2 養子縁組や婚姻等の創設的届出がなされる際には、運転免許証等、届出人の本人 確認ができるものの提示、又は、当該届出が虚偽のものでないことを証明する書類 の添付を義務づけるなどの措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

様

平成 13 年 10 月 9 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣

仙台市議会議長 村上隆志